

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律の公布について（通知）

「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）については、第 204 回通常国会において令和 3 年 5 月 21 日に可決成立し、本日 28 日、令和 3 年法律第 50 号として公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されるところである（別添 1 及び 2）。

その主たる内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市区町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、改正法に関する留意事項等については、改正法の施行に伴う関係法令の改正と併せて別途通知する予定である。

記

第 1 改正の趣旨

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずることとした。

第 2 改正の概要

1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正関係

（1）市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。（子ども・子育て支援法第 61 条第 3 項関係）

(2) 施設型給付費等支給費用に充てることができる拠出金の上限割合の引上げ

子ども・子育て支援法第 65 条第 2 号に規定されている都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち満 3 歳未満保育認定子どもに係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を 6 分の 1 を超えない範囲から 5 分の 1 を超えない範囲に変更する。(子ども・子育て支援法第 66 条の 3 第 1 項関係)

(3) 労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。(子ども・子育て支援法附則第 14 条の 2 関係)

2 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）の一部改正関係

児童手当が支給されない者のうちその所得が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする措置を講ずる。(児童手当法附則第 2 条関係)

第 3 施行期日等

1 施行期日（改正法附則第 1 条関係）

第 2 の 1 （3）関係	令和 3 年 10 月 1 日
第 2 の 1 （1）及び（2）関係	令和 4 年 4 月 1 日
第 2 の 2 関係	令和 4 年 6 月 1 日

2 検討規定

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則第 2 条関係)

3 経過措置等

- (1) 第 2 による改正後の規定については、令和 4 年 6 月以降の月分の特例給付の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の特例給付の支給については、なお従前の例によるものとする。(改正法附則第 3 条関係)
- (2) 関係法律について所要の改正を行う。(改正法附則第 4 条関係)